

町職員の給与等を公表します

笠松町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
17年度	22,009	5,545,681	394,843	1,242,933	22.4	23.0

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

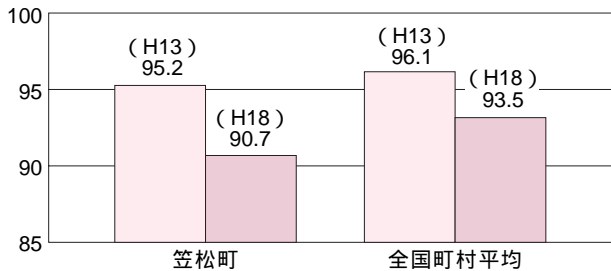
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	144	583,685	70,656	231,210	885,551	6,150

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 特記事項

平成18年度において、管理職手当及び期末・勤勉手当の役職加算の支給率を減
 管理職加算 20%減
 役職加算 50%減

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

一般行政職			技能労務職				
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
笠松町	45.7	341,008	388,221	笠松町	53.9	282,800	282,800
国	40.4	328,477	381,212	国	48.4	286,500	318,595

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

区分	学歴	笠松町	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	170,200円	170,200円
	高校卒	138,400円	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円	-
	中学卒	127,700円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（18年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	257,967円	293,020円	346,200円
	高校卒	232,100円	253,900円	327,500円

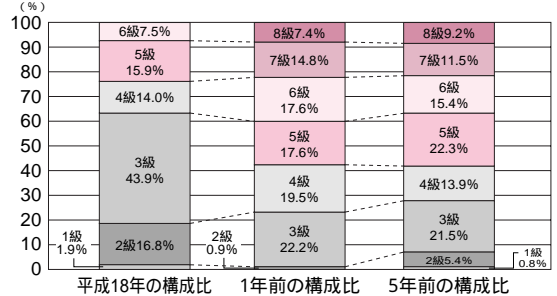
職員の給与などの実態を町民の皆さんにご理解いただくために、その状況について次のとおり公表します。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	部長・参与	8人	7.5%
5級	課長・参事・主幹	17人	15.9%
4級	副主幹	15人	14.0%
3級	主査・技術主査	47人	43.9%
2級	主任・主任技師	18人	16.8%
1級	主事・技師	2人	1.9%

(注) 1 笠松町の給与条則に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度4月1日より、1級・2級、4級・5級が統合されました。

(2) 昇給期間短縮の状況

区分	職員数		全職種
	A	B	
17年度	職員数	157人	157人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	1人	
	比率 B/A	0.6%	
16年度	職員数	166人	166人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	2人	
	比率 B/A	1.2%	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

笠松町		国
1人当たり平均支給額(17年度)		-
1,624千円		-
(17年度支給割合)	期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(17年度支給割合) 町と同じ
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 9%~13% 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 10%~25% 役職加算 5%~20%

(注) ()は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（18年4月1日現在）

笠松町		国
(支給率) 自己都合 勤続・定年		町と同じ
勤続20年 21.00月分 27.30月分		
勤続25年 33.75月分 42.12月分		
勤続35年 47.50月分 59.28月分		
最高限度額 59.28月分 59.28月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 2,576千円 26,621千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。